

立体商標ランプシェード事件について

~東京地方裁判所平成30年12月27日判決(平成29年(ワ)第22543号)~ (裁判所ホームペーシ)

知的財産法研究会 弁護士 冨田 信雄

第1. 事案の概要と裁判所の判断

1. 事案の概要

本件は、「ランプシェード」を指定商品とする立体商標(登録第5825191号)に係る商標権を有するデンマーク王国法人であるルイス ポールセン エイ/エスが、被告に対し、被告による各商品の販売行為が商標権侵害にあたると主張して、商標法36条1項及び2項に基づく被告商品の譲渡等の差止め及び被告商品、その構成部品の廃棄並びに民法709条、商標法38条2項に基づく損害賠償金1837万4400円の支払いを求めた事案である。

2. 経 緯

出 願 日:平成25年12月13日 拒絶理由通知:平成26年4月8日 拒 絶 査 定:平成26年10月14日 査定不服審判:平成27年1月14日 審 決:平成28年1月6日 登 録 日:平成28年2月12日

3. 原告及び被告の標章

(1) 原告標章の形態

原告標章は、以下の①~⑤の特徴を有する形態を備えていた。

- ① トップカバー、形状及びサイズの異なる円形の4枚のシェード、リフレクター、ボトムカバー及び3本のパイプ状のフレームから構成されている。
- ② 上から数えて2枚目のシェードと3枚目のシェードの間には、円形のリフレクターが設置されている。

- ③ 上から数えて1枚目のシェードは、内側が上部に向けられて設置され、残りの3枚はシェードの内側が下部に向けられて設置されている。
- ④ 上から数えて1枚目、2枚目、3枚目及び4枚目のシェードの直径は、比が30:50:21:11となっている。
- ⑤ 各シェード、リフレクター及びボトムカバーは、3本のパイプ状のフレームにより接続されている。

被告標章は、上記①~⑤の特徴を有する形態を備えており、④のシェードの直径比が2.95:50:21:11であった。

(2) 原告標章及び被告標章の写真

